

別表第一 勘定科目表（第五条第一項関係）

資産

款	項
流動資産	現金及び預金
	営業未収入金
	特定資金貸付業務貸付金
	契約資産
	有価証券
	棚卸資産
	前渡金
	前払費用
	その他
	貸倒引当金
固定資産	有形固定資産
	建物
	構築物
	機械及び装置
	船舶
	車両運搬具
	器具及び備品
	土地
	リース資産
	建設仮勘定
	その他
	無形固定資産
	のれん
	ソフトウェア
	リース資産
	その他
	投資その他の資産
	投資有価証券
	関係会社株式
	長期前払費用
	前払年金費用
	繰延税金資産
	その他
	繰延資産

	開業費
	株式交付費
	社債発行費
	開発費

負債

款	項
流動負債	営業未払金
	短期借入金
	リース債務
	未払金
	未払費用
	未払法人税等
	契約負債
	前受金
	預り金
	特定資金受入業務預り金
	前受収益
	(何) 引当金
	資産除去債務
	その他
固定負債	社債
	長期借入金
	関係会社長期借入金
	リース債務
	繰延税金負債
	(何) 引当金
	退職給付引当金
	資産除去債務
その他	

純資産

款	項
株主資本	資本金
	資本剰余金
	資本準備金
	その他資本剰余金
	利益剰余金
	利益準備金

	その他利益剰余金
	自己株式
評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金
	繰延ヘッジ損益
	土地再評価差額金
新株予約権	新株予約権

収益及び費用

款	項
営業収益	営業収益
営業費用	商品等販売原価
	人件費
	広告宣伝費
	業務委託費
	消耗品費
	修繕費
	減価償却費
	国庫納付金及び認定都道府県等納付金
	租税公課
	貸倒引当金繰入額
	その他
営業外収益	受取利息
	有価証券利息
	受取配当金
	有価証券売却益
	その他
営業外費用	支払利息
	社債利息
	貸倒引当金繰入額
	貸倒損失
	有価証券売却損
	その他
特別利益	固定資産売却益
	その他
特別損失	固定資産売却損
	減損損失
	その他
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額	法人税等調整額
---------	---------

備考

- 1 「特定資金貸付業務貸付金」とは法第2条第8項第2号ハに規定する特定資金貸付業務に係る貸付金を、「特定資金受入業務預り金」とは同号ロに規定する特定資金受入業務に係る預り金をいう。
- 2 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表における勘定科目は、この表に定めるもののほか、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2章から第3章の2まで及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第2章から第3章の2までの規定に準じて設定する。